

令和3年度 農業用使用済プラスチックの共同回収について

農業用使用済プラスチックは産業廃棄物であり、自らの責任において適正に処理することが義務づけられています。農業用使用済プラスチックの回収を下記のとおり実施しますので、この機会を利用して適正処理に努めましょう。

1. 対象農家 **市内全農家**
2. 回収する物 農業用ビニール・ポリ・肥料袋・育苗箱(回収場所での分別可能な仕分けで搬入のこと)なお11月5日のみ廃棄農薬と農薬容器の同時回収を行います。(空の農薬容器は洗浄してください)
3. 回収場所 **JAみちのく村山 尾花沢営農センター** (すいか選果施設付近)
※8月18日、8月19日、8月30日、8月31日はカントリーエレベーター脇の駐車場になります。(すいか出荷作業により。)

4. 回収日程

○全地域	8月30日(月)、8月31日(火)、10月12日(火)、10月13日(水)、11月4日(木)、11月5日(金)
○尾花沢・玉野・常盤管内	8月19日(木)
○福原・宮沢管内	8月18日(水)

5. 回収時間 午前8時30分～午前11時30分まで

6. 回収処理料 1kg当たり 55円(税込)

7. 搬入について
 - ◎回収場所に運搬する車両は、両側面に「農業廃棄物運搬車」という表示を貼って搬入してください。ダンボール等に記入していただき、貼り付けてもらって構いません。ただし、1文字3cm以上で記入をお願いします。
 - ◎農業用使用済プラスチックのみを回収しております。農業用以外のプラスチックは回収しません。
 - ◎農薬の空き容器は、必ず中を水洗いしてお持ちください。(洗浄していないものは回収できません。)



農業用使用済プラスチックの野焼き・不法投棄は罰則の対象とされています

悪質な場合は警察へ通報される恐れがありますので適切な管理をお願いします。(農薬の箱・袋等含む)

尾花沢市農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会(事務局:尾花沢市農林課 農政畜産振興係)

【問い合わせ先】 尾花沢市役所(農林課) ☎(22)1115
JAみちのく村山 尾花沢経済事業所 ☎(22)1310

令和3年度 尾花沢市大石田町環境衛生事業組合 職員採用試験受験案内

～あなたの情熱を市、町の力に～

【受験申込受付期間】 8月2日(月)～8月31日(火) 午前8時30分～午後5時15分(土日、祝日を除く)

募集職種	一般行政職
採用予定人数	若干名
受験資格	①昭和62年4月2日以降に生まれた者で、採用された場合に尾花沢市内または、大石田町内に居住できる者。 ②高等学校卒業以上、または令和4年3月31日まで卒業見込みであること。 (ただし、卒業見込みの者については、卒業できなかった場合、採用を取り消す場合があります。) ※次のいずれか一つに該当する者は受験できません。 ①日本の国籍を有しない者。 ②地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者。
試験日程	【第1次試験】 10月24日(日) 場所:環境衛生事業組合会議室 試験種目:教養試験、職場適応性検査、事務適性検査 【第2次試験】 11月下旬予定(詳細は1次試験合格者に通知します。)

- 【受験手続】 (1)申込書の請求方法や申込方法などの詳細は下記にお問い合わせください。
(2)尾花沢市大石田町環境衛生事業組合の公式ホームページでもご覧いただけます。

環境衛生事業組合ではこんな業務を行っています。



水道課業務係では、水道開栓の受付や水道料金の徴収事務等を行っています。

漏水等のご相談を受けることもあり、住民の方と関わる機会が多く、組合の顔として責任とやりがいを感じています。



水道課工務係では、水道施設の維持管理や更新、修繕を行っています。

私たちがつくる水道水を住民の方が、安心安全に使用していただけるよう、日々業務に努めており、充実した日々を過ごしています。

尾花沢市大石田町環境衛生事業組合管理課

〒999-4221
山形県尾花沢市大字尾花沢1706番地の4
TEL (23)2161 FAX (23)2836
<http://www.kankyo-e.net/>